

議第52号

三島市立幸原保育園の雲ていからの児童落下事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について

平成23年4月、三島市立幸原保育園において、同園4歳児クラスの男子児童が雲ていで遊んでいる際に落下し、負傷した事故について、同児童とその両親が三島市に対して損害賠償を求めた訴訟に関し、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定する。

| | |
|------------------|--|
| 事故の発生日 及び発生場所 | 平成23年4月15日（金）午後4時25分ごろ 三島市幸原町1丁目6番12号 三島市立幸原保育園雲てい |
| 事故の概要 | 雲ていで遊んでいる際に、（略）（略）（（略））（略）が落下し、その結果、外傷性右聴神経障害、急性硬膜外血腫及び頭蓋骨骨折の傷害を負い、外傷性右聴神経障害が後遺症として残ったもの |
| 和解の相手方 | （略） （略）（当人） （略）（母） |
| 和解条項 | 1 被告（三島市）は、原告（（略））に対し、本件和解金として2,400万円の支払義務のあることを認める。 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成27年7月31日限り、下記の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。 <p style="text-align: center;">記</p> 金融機関名 （略） 預金種別 （略） 口座番号 （略） 口座名義 （略） |

- 3 被告が前項の金員の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する平成27年8月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、各自の負担とする。

平成27年6月16日提出

三島市長 豊岡 武士